

「令和6年能登半島地震災害義援金」の受付について

1. 義援金の受付口座

1) 日本赤十字社岐阜県支部〔取り纏めいただいた義援金を振込む場合〕

金融機関	店名	口座番号	口座名義
十六銀行	あかなべ支店	(普) 166979	救援金口 日本赤十字社岐阜県支部
大垣共立銀行	加納支店	(普) 454916	
<p>「義援金」専用の振込依頼票がありますので、必要な場合はご連絡ください。 振込通知書上部点線四角内に必ず「能登地震」と明記ください。 同一金融機関の本店及び支店からの振込の場合は、手数料が免除されます。</p>			

2) 日本赤十字社（本社）

金融機関	店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	(普) 2787501	日本赤十字社
三菱UFJ銀行	やまびこ支店	(普) 2105493	
みずほ銀行	クヌギ支店	(普) 0620669	
<p>ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。 受領証の発行を希望する場合は、日本赤十字社パートナーシップ推進部(03-4363-2056)に下記内容を連絡ください。 (住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)</p>			

金融機関	店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00150-7-325411	日赤令和6年能登半島地震災害義援金
<p>受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と記載ください。 ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。</p>			

3) 日本赤十字社石川県支部

金融機関	店名	口座番号	口座名義
北國銀行	県庁支店	(普) 28580	日本赤十字社石川県支部 支部長 馳 浩 (はせ ひろし)
<p>ご利用の金融機関によっては振込手数料が別途かかる場合があります。 受領証の発行を希望する場合は、石川県支部に下記内容を連絡ください。 (住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名) 〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2丁目48番地 日本赤十字社石川県支部 総務課 あて TEL : 076-239-3880 FAX : 076-239-3881</p>			

4) 日本赤十字社富山県支部

金融機関	店名	口座番号	口座名義
北陸銀行	本店営業部	(普) 6162894	富山県災害義援金 日赤 富山県支部 支部長 新 田 八朗 (にった はち ろう)
富山銀行	富山支店	(普) 3044104	富山県災害義援金 日赤 富山県支部 支部長 新 田 八朗 (にった はち ろう)
富山第一銀行	ニューセンタ ー支店	(普) 022823	富山県災害義援金 日赤 富山県支部 支部長 新 田 八朗 (にった はち ろう)
<p>ご利用の金融機関によっては振込手数料が別途かかる場合があります。 受領証の発行を希望する場合は、富山県支部に下記内容を連絡ください。 (住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名) 〒930-0821 富山県富山市飯野26番1号 日本赤十字社富山県支部 事業推進課 あて TEL : 076-451-7878 FAX : 076-451-6872</p>			

5) 日本赤十字社新潟県支部

金融機関	店名	口座番号	口座名義
第四北越銀行	白山支店	(普) 5 0 5 0 1 2 5	日本赤十字社新潟県支部 支部長 花角 英世 (は なずみ ひでよ)
<p>ご利用の金融機関によっては振込手数料が別途かかる場合があります。 受領証の発行を希望する場合は、新潟県支部に下記内容を連絡ください。 (住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名) 〒951-8127 新潟県新潟市中央区関屋下川原町 1-3-12 日本赤十字社新潟県支部 組織振興課 あて TEL : 025-231-3121 FAX : 025-231-3122</p>			

6) 日本赤十字社福井県支部

金融機関	店名	口座番号	口座名義
福井銀行	木田支店	(普) 1 1 4 4 5 4 3	日本赤十字社福井県支部 支部長 杉本 達治 (すぎもと たつじ)
<p>ご利用の金融機関によっては振込手数料が別途かかる場合があります。 受領証の発行を希望する場合は、福井県支部に下記内容を連絡ください。 (住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名) 〒918-8011 福井県福井市月見 2 丁目 4 番 1 号 日本赤十字社福井県支部 総務課 あて TEL : 0776-36-3640 FAX : 0776-34-6299</p>			

2. 受付期間

- 令和6年1月5日(金)から令和6年12月27日(金)まで
- 石川県支部 令和6年1月4日(木)から令和6年12月27日(金)
- 富山県支部 令和6年1月5日(金)から令和6年3月29日(金)
- 新潟県支部 令和6年1月9日(火)から令和6年6月28日(金)
- 福井県支部 令和6年1月16日(火)から令和6年3月29日(金)

3. 税務上の取扱いについて

個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄付金、法人については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく寄付金に該当します。